

令和 7 年度魚沼市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 7 年 8 月 2 6 日

1. 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2. 適用範囲

この方針の適用範囲は、魚沼市（以下「市」という。）の全ての組織を対象とする。

3. 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法に基づく以下の施設のうち、物品等の調達が可能な施設とする。ただし、市内の施設を優先するものとする。

	調達先の分類	内 容	市内の施設
(1)	就労継続支援事業所 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所	A型：該当施設なし B型：堀之内工芸、湯之谷工芸、ひろかみ工芸、またたびの家、わかあゆ社、なないろ、魚沼わさび苑
(2)	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所	湯之谷工芸
(3)	生活介護事業所	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食	魚沼更生園、六花園、や いろの里、堀之内工芸、

		事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所	なないろ、ケアステーション魚沼
(4)	障害者支援施設	施設に入所する方に、日常生活上必要な支援を行います。	魚沼更生園、六花園、やいろの里
(5)	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。通所する利用者や地域のニーズに応じた関係機関との連携、社会適応の支援、などを行います。	地域活動支援センターわかばハウス、ひだまり

4. 調達の対象となる物品等

市が障害者就労支援施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。ただし、以下に記載がないものであっても、調達可能な物品等であれば調達を行っても差し支えない。

(1) 物品

食品類（弁当、焼き菓子等）、縫製品類（エコバッグ、巾着袋、図面袋等）、紙製品等

(2) 役務

廃品等仕分作業、清掃作業（屋内、屋外、トイレ等）、クリーニング、事務系作業（会場受付、文書発送、ミシン目カット、製本、折込み、ラベル貼等）、農作業系（農作業補助、農産物発送、花壇等植栽管理、除草及び植栽処分等）

5. 物品等の調達目標

令和7年度に市が達成すべき優先調達の目標は次のとおりとする。

目標額 5,500 千円

6. 調達の実施

- (1)障害者就労施設等から調達する物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等と随意契約により契約を締結するものとする。
- (2)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定を適切に活用し、障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (3)市と施設等管理業務の委託を受けている相手方に対し、就労支援施設等からの物品の調達に対する理解と協力を求めるものとする。

7. 調達方針及び実績の公表

- (1)調達方針を作成したときは、市のホームページ等により公表する。
- (2)各年度終了後、調達実績について市のホームページ等により公表する。

8. この方針の所管

この方針の所管は、市民福祉部福祉支援課とする。